

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和16年12月31日まで)

秋 本 運 第 1 2 7 8 号
令 和 6 年 1 2 月 2 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

指定講習機関指定要領の一部改正について（例規）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関の指定については、「指定講習機関指定要領の一部改正について（例規）」（平成18年3月1日付け秋本運第47号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「指定講習機関指定要領」のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

この担当 運転免許センター講習係（☎735-242）

別添

指定講習機関指定要領

第1 趣旨

この要領は、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項の規定による取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習を行わせる指定講習機関の指定（以下「指定」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指定の申請

指定を受けようとする者は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第16条の12に定める指定講習機関指定申請書に、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項に定めた次に掲げる書類を添付して交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合、免許センター長は、提出された指定講習機関指定申請書の記載内容と添付書類を確認するものとする。

1 申請者の区分に応じた書類

(1) 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、定款及び登記事項証明書

(2) 指定自動車教習所として指定された者の場合は、指定書の写し

2 資産の総額及び資産の種類を記載した書面並びにこれを証する書面

3 設置者及び管理者の住民票の写し及び履歴書

4 法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員又は同項第2号に規定する運転習熟指導員（以下「特定講習指導員」という。）の数を記載した書面

5 特定講習指導員の住民票の写し及び履歴書

6 特定講習指導員が申請者によって選任された者であることを証するに足る書面

7 コース敷地の面積並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

8 建物その他の設備の状況を明らかにした図面

9 使用する自動車又は一般原動機付自転車の種類及び数を記載した書面

10 講習の細目、時間、方法等を定めた講習計画書

第3 指定の方法

免許センター長は、公安委員会が法第108条の4第1項の規定により、指定講習機関の指定をしたときは、細則第16条の12第2項に定める指定書を交付するものとする。

第4 名称等の変更の届出書

指定講習機関が、規則第4条第1項及び第3項の規定により名称等を変更しようとするときは、取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程（平成15年秋田県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第2条に定める公示事項等の変更の届出により免許センター長を経由して公安委員会に提出するものとする。

第5 特定講習指導員の審査

1 運転適性指導員の審査

免許センター長は、規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者には、細則第16条の13に定める運転

適性指導員審査合格証書を交付するものとする。

2 運転習熟指導員の審査

免許センター長は、規程第19条に定める運転習熟指導員審査基準により、規則第7条第5号に規定する公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者には、規程第19条第3項に定める運転習熟指導員審査合格証明書を交付するものとする。

第6 解任命令書の交付

免許センター長は、公安委員会が法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命じたときは、規程第3条に定める解任命令書を交付するものとする。

第7 講習業務規程の認可等の申請

指定講習機関が、法第108条の6第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、規程第4条第1項に定める講習業務規程認可申請書を付して免許センター長を通じ公安委員会に提出させるものとする。また、法第108条の6第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、規程第4条第2項に定める講習業務規程変更認可申請書を付して免許センター長を通じ公安委員会に提出するものとする。

第8 基準適合措置命令

免許センター長は、公安委員会が法第108条の8第1項の規定により指定講習機関に対し必要な措置を執ることを命じたときは、規程第5条に定める適合命令書を交付するものとする。

第9 講習の休廃止の許可等

指定講習機関が、規則第14条第1項の規定による休止又は廃止の許可を受けようとするときは、規程第6条に定める講習の休廃止の許可申請書を免許センター長を経由して公安委員会に提出するものとする。

第10 指定の取消し

免許センター長は、公安委員会が法第108条の11第1項又は第2項の規定により、指定講習機関の指定を取消したときは、規程第7条に定める指定講習機関の指定の取消通知書により通知するものとする。

第11 指定等の公示

免許センター長は、公安委員会が次に掲げる事項を行った場合は、秋田県公報に登載して公示するものとする。

- 1 指定講習機関の指定を行ったとき。（法第108条の4第1項）
- 2 指定講習機関から名称等の変更の届出を受理したとき。（規則第4条第1項、同第3項）
- 3 指定講習の休止又は廃止の許可をしたとき。（規則第14条第1項）
- 4 指定講習機関の指定を取消したとき。（法第108条の11第1項、同第2項）

第12 秘密保持義務等

免許センター長は、法第108条の7の規定により、指定講習機関に対して特定講習の業務に関して知り得た秘密を漏らすことのないように指導するものとする。

第13 特異事案等の報告

免許センター長は、指定講習機関に、次に掲げる事案が発生したときは、次により速

やかに公安委員会に報告させるものとする。

- 1 指定講習機関の運営に関し、特異な事案が発生したとき。（別記様式第1号）
- 2 特定講習中に交通事故が発生したとき。（別記様式第2号）

別記様式第 1 号

年 月 日	
秋 田 県 公 安 委 員 会 殿	
住 所	
名 称	
代表者氏名	
特 異 事 案 等 発 生 報 告 書	
発生年月日	
発 生 場 所	
当 事 者	
概 要	
措 置	

別記様式第2号

(表)

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所
名 称
代表者氏名

交 通 事 故 発 生 報 告 書

事 故 の 種 別		講 習 中 (所 内 ・ 路 上)			
事 故 の 態 様					
発 生 日 時		年 月 日 午前・後 時 分頃			
発 生 場 所					
講 習 機 関 側 第 三 者 当 事 者	講 習 者	住 所			
		職 業 氏 名 年 齢			
		講 習 状 況	所内 時限 路上 時限	計 時限	
	車種、登録番号				
	担当指導員名等		歳	指導経験	年 月
	被害の程度				
	相 手 側 第 三 者 当 事 者	住 所			
職 業 氏 名 年 齢					
車種、登録番号 歩行者等の別					
被害の程度		人 身	全治 日間	人 物 件	円

(裏)

事案の概要	
現場略図（道路幅、当事者の進路、事故地点を明らかにすること。）	
方位	
取扱警察署	警 察 署
備 考	